

出雲市農業委員会（第1期）第25回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1. 日時 令和元年(2019)年7月25日(木) 午後1時30分～午後2時30分

2. 場所 出雲市役所本庁 3階 庁議室

3. 出席委員(22名)

秦 久光	大梶 泰男	竹内 辰雄	岡 正	恩村 光則
落合 光啓	原 孝治	津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始
小川 義和	久野 晴見	塩野 一男	持田 守夫	遊木 龍治
河原 基	佐藤 さゆみ	若槻 博美	勝田 茂	高橋 忠男
板垣 房雄	江角 隆雄			

4. 欠席委員(2名)

小村 伸治 勝部 隆司

5. 提出議題

〔1〕報告

報第73号 会長専決処分の報告

報第74号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第75号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

〔2〕議案

議第172号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第173号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第174号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第175号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第176号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第177号 非農地証明について

会長あいさつ

6. 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に議席番号4番の岡正委員と5番の恩村光則委員を指名する。

議長 長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。
報告事項、報第73号会長専決処分の報告、報第74号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第75号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。
報第73号会長専決処分について、報告いたします。
先ず、第24回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条2件及び農地法第5条1件については、7月10日開催の島根県農業会議第40回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。農地法第4条2件及び農地法第5条1件を、常設審議委員会当日の7月10日付けで許可決定しております。
次に、第23回総会で農地法第3条買受適格証明の承認を行った1案件について、最高価格となったことにより、農地法第3条の申請があり、内容に変更がないことを確認し、決裁日の7月22日付けで許可を決定しております。
以上、報告といたします。

議長 長 続いて、報第74号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

林 主事 それでは、報第74号について、説明します。報告資料の1ページをご覧ください。
農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。
今月は受付番号44番から48番の5件の通知がありました。事由と致しましては、耕作者変更が2件、農地転用申請のためが1件、中間管理事業への変更が1件、貸人の都合によるものが1件です。
この農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えております。
以上、報告といたします。

議長 長 続いて、報第75号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、

事務局から報告をお願いします。

林主事 それでは、報第75号について、説明します。報告資料の2～10ページをご覧ください。

農地法第3条の3では、相続や、時効取得など、農地法の許可を要しない権利取得については、権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければならないこととなっています。

この届出につきまして、先月の受付は、受付番号第52番から第71番までの20件でした。取得事由は、20件全てが相続によるものです。

また、受付番号59番、60番の届出人よりあっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談をしています。

なお、(農地法関係事務処理要領の第3の3、留意事項にかかる)本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされています関係上、7月16日付けで通知を出しています。

以上、報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問・ご意見はございませんか。

議 長 質問は無いものと認めます。

それではこれより議案の審議を行います。

議第172号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

農業振興課佐藤係長から内容について、説明をお願いします。

佐藤係長 議第172号農業経営基盤強化促進法に係る事業計画の決定について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

それでは、7月31日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、21筆、46,610.00㎡、うち新規の設定が、11筆、32,591.00㎡、再設定が、10筆、14,019.00㎡です。

この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄で、1筆、2, 137㎡です。円滑化事業分は、3ページの左上の表の合計①欄、17筆、37, 703㎡で、中間管理事業分が、3ページの右上の表の合計①欄、3筆、6, 770㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、88筆、100, 125. 00㎡、うち新規の設定が、37筆、37, 659. 00㎡、再設定が、51筆、62, 466. 00㎡です。この内訳は、相対分が2ページ右下の表の合計②欄、20筆、14, 652㎡、円滑化事業分が3ページ左下の表の合計②欄、10筆、19, 929㎡、中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、58筆、65, 544㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄をご覧ください。109筆、146, 735. 00㎡です。

その他、詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定を受けた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回、6月25日の総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は、以上です。

議長 それでは、議題となっています議第172号のうち、2件が農業委員関与案件となります。

まずその内、5番の恩村光則委員の関与案件、6ページの1300-113番の1件、5番の恩村光則委員及び17番の河原基委員の関与案件が、9ページの1300-126番の1件、以上となります。

それでは、最初に5番の恩村光則委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、5番の恩村光則委員が除斥となります。

本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第172号のうち、5番の恩村光則委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 長 挙手全員と認めます。よって、5番の恩村光則委員の関与案件1件の先議案件を承認します。

続いて、議第172号のうち、5番の恩村光則委員及び17番の河原基委員の関与案件1件を先議案件とします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、5番の恩村光則委員及び17番の河原基委員が除斥となります。

本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第172号のうち15番の恩村光則委員及び17番の河原基委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 長 挙手全員と認めます。よって、5番の恩村光則委員及び17番の河原基委員の関与案件1件の先議案件を承認します。ここで恩村委員及び河原委員の除斥を解除いたします。

議長 長 続きまして、議第172号のうち、先ほどの先議案件2件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第172号のうち、先議案件2件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 長 挙手全員と認めます。よって、議第172号のうち、先議案件2件を除くすべての案件について承認します。

次に、議第173号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

林主事 それでは、議第173号農地法第3条の規定による申請について説明します。

ここからは、事前にお配りをしております第25回総会議案を用いて説明いたしますのでご用意をお願いします。

まずは、議案の1ページをご覧ください。こちらは、今月申請のありまし

た事由別説明書になりますが一番左側の欄が今月申請のありました農地法第3条申請の内訳となっております。

今月は所有権移転の申請が27件、使用貸借権設定の申請が1件、合計28件の申請がありました。

それでは、個別の事案について説明しますので、議案の2ページ以降をご覧ください。なお、備考欄に※印で記載のあるものにつきましては、先月6月の総会について別段面積の適用を決定した土地でございます。

受付番号30番です。譲渡人は耕作不便であるため、親族であり経営規模の拡大を望む受人に贈与するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号31番です。申請地は狭小な農地であり耕作不便であるため、経営規模の拡大を望む受人に贈与するものです。所有権移転後は、受人が隣接所有地と一体的に畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号32番です。譲渡人は県外在住により耕作不便であるため、親族であり、経営規模の拡大を望む受人に贈与するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号33番です。譲渡人は労力不足であるため、隣接宅地に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号34番です。譲渡人は労力不足であるため、経営規模の拡大を望む受人へ贈与するものです。所有権移転後は、受人が畑として自己所有地と一体的に野菜を栽培される計画です。

受付番号35番です。譲渡人は遠隔地に転居し耕作不便であるため、空家と共に受人に贈与するものです。所有権移転後は、受人やその世帯員が畑として野菜等を栽培する計画です。

受付番号36番です。譲渡人は労力不足のため、近隣に転居し、農業経営を始める受人に譲渡するものです。所有権移転後は、盛土を行ったうえで受人やその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号37番です。譲渡人は県外在住により耕作不便であるため、以前より申請地を耕作しており経営規模の拡大を望む受人に贈与するものです。所有権移転後は、これまでと同様に受人が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号38番です。譲渡人は遠隔地に居住し耕作不便であるため、隣接農地の所有者である受人の贈与するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が自己所有地と一体的に畑として季節野菜を栽培される計画です。

受付番号39番です。譲渡人は県外在住により耕作不便であるため、隣接

宅地に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号40番です。譲渡人は市外在住により耕作不便であるため、該当地で利用権設定し、耕作を行ってきた農事組合法人へと譲渡するものです。所有権移転後は、当該法人が従前と同じように田として耕作される計画です。

受付番号41番です。譲渡人は県外在住により耕作不便であるため、隣接宅地に居住し従前より該当地を耕作してきた受人に贈与するものです。所有権移転後は、これまでと同様に受人が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号42番です。譲渡人は耕作不便であるため、該当地で利用権設定し耕作を行ってきた受人に譲渡するものです。所有権移転後は、これまでと同様に受人が田や畑として耕作される計画です。

受付番号43番です。譲渡人は県外在住により耕作不便であるため、新規就農を目指す受人に空家とともに譲渡するものです。所有権移転後は受におよびその世帯員が畑として野菜・果樹等を栽培される計画です。

受付番号44番です。譲渡人は労力不足のため、空家とともに受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号45番です。譲渡人は労力不足のため、以前より申請地を耕作してきた受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受におよびその世帯員が畑としてこれまでと同様に野菜等を栽培される計画です。

受付番号46番です。譲渡人は高齢による労力不足のため、以前より申請地を耕作してきた受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受におよびその世帯員が畑としてこれまでと同様にイモを栽培される計画です。

受付番号47番です。譲渡人は市外在住により耕作不便であるため、経営規模の拡大を望み、親戚である受人に空家とともに贈与するものです。所有権移転後は、受におよびその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号48番です。譲渡人は高齢による労力不足のため、近隣居住の受人に贈与するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号49番です。申請地は面積狭小で耕作不便であるため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受におよびその世帯員が隣接する自己所有農地と一体的に田として耕作される計画です。

受付番号50番です。譲渡人は労力不足であるため、経営規模拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受におよびその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号51番です。譲渡人は耕作不便であるため、空家と共に受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜を栽培される計画で

す。

受付番号5 2番です。譲渡人は高齢により労力不足であるため、申請地の隣接宅地に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後は受人およびその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号5 3番です。譲渡人は高齢により労力不足であるため、申請地の隣接宅地に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号5 4番と5 5番は関連があるため併せて説明します。こちらは農地の交換になります。所有権移転後は、それぞれの受人が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号5 6番です。こちらは共有持分の移転となります。譲渡人と譲受人でそれぞれ2分の1ずつ有していた持分を受人に譲渡し受人単独の所有とするためです。持分移転後はこれまで該当地を耕作してきた受人が畑として引き続き野菜を栽培される計画です。

受付番号5 7番は使用貸借権設定になります。こちらは農業者年金受給のため、貸人の息子に経営移譲をするものです。権利の設定期間は10年です。権利設定後は借人がそれぞれ田や畑として耕作される計画です。

以上、受付番号30番から57番については、8ページから12ページの調査書に記載してありますとおり、農地法第3条2項各号、不許可の該当条項には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議長 それでは、議題となっています議第173号のうち、1件が農業委員関与案件となります。

その内、4番の岡正委員の関与案件が、3ページの受付番号40番の1件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、4番の岡正委員が除斥となります。

議長 この案件について、何かご質問・ご意見はございませんでしょうか。

議長 ご意見がないようでございますが、賛成される方の挙手をお願いします。

議長 質問・意見は無いものと認めます。ここで岡正委員の除斥を解除いたします。

そういたしますと、議第173号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

- 議 長 挙手全員と認めます。
- よって、議第173号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について承認します。
- 議 長 次に、議第174号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。
- 事務局から内容について、説明をお願いします。
- 松崎主任 それでは、議第174号の4条申請についてご説明いたします。
- 議案書は13ページ、参考資料は1ページから6ページです。
- 今月は3件の申請がありましたが、説明基準に該当する案件はありませんでした。なお、8月開催予定の第41回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは、2件を諮問する予定です。
- また、説明案件基準には該当しない事後案件が2件ございましたので、簡単に説明いたします。
- 受付番号22番の案件は、平成10年頃から墓地として利用してきたものです。
- 受付番号24番の案件は、今年の3月頃から住宅用地の一部として下水道管を通す用地として利用してきたものです。
- いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。
- 今回申請のありました3案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 それでは、議第174号農地法第4条の規定による農地等の許可申請について説明をいたしましたが、この案件につきまして何かご質問、ご意見はございませんか。
- 議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。
- それでは、議第174号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。
- 議 長 挙手全員と認めます。

よって議第174号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議長 質問、意見はないものとして認めます。
なお、この案件には関与委員はおりません。

議長 続きまして、議第174号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって議第174号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

次に、議第175号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び関連がございますので、議第176号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事 それでは、議第175号5条申請についてご説明いたします。

議案書は14ページから17ページ、説明資料は1ページから18ページ、参考資料は7ページから38ページになります。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が19件、賃貸借権の設定が1件、合計20件提出されております。今月の説明案件は6件でございます。

なお、8月開催予定の第41回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは2件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。

関係のある案件ですので、議案書14ページから15ページの受付番号76番から80番について一括してご説明いたします。

説明資料の1ページから3ページをご覧ください。こちら5件の転用なのですが、転用場所は国道9号線蛇池交差点の南、約100mの位置にある畑10筆です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。

転用目的は「太陽光発電施設」です。転用面積は5件、合計で5,825㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。

5件すべて、申請地の農地区分は、第2種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。

事業計画についてご説明します。この計画の中核となるのは、受付番号78番の事業者で、市内で太陽光発電事業を営んでいる法人です。県外の業

者ですが、すでに市内で太陽光発電事業を営んでいます。その他の4件の事業者は、78番の事業者の系列会社や役員、従業員が計画者となっています。この度、中核事業者が経営拡大のため申請地を取得し、太陽光発電施設を建築するのに合わせ、他の4事業者も一体的に太陽光発電施設を建築する計画です。資金計画につきましては、5事業者合計で所要資金額5千3百40万円で、これに対する資金調達は、すべての事業者が全額自己資金で賄う計画です。

続いて、議案書16ページの受付番号84番についてご説明いたします。説明資料の16ページから18ページをご覧ください。転用場所は山陰中央新報ひかわ制作センターから、南西に約450mにある田1筆、畑6筆です。転用目的は「駐車場」です。転用面積は合計3,304㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は市内で不動産賃貸業を営んでいる法人です。この度、第1種住居地域内の申請地を取得し、貸駐車場を整備する計画です。なお、受付番号87番と一体的な計画で、合計160台分の駐車面積を確保する計画となっております。

87番は所有権の移転ではなく、賃貸借権の設定ですので別案件となっております。資金計画につきましては、所要資金額2,700万円で、これに対する資金調達は、すべて借入で賄う計画です。

続いて、議第176号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案書は18ページ、説明資料は19ページから21ページです。

今月の申請は所有権の転移を伴わない変更が3件提出されております。

今月分の説明案件は1件ございます。個別の案件について説明します。

受付番号10番です。

説明資料は19ページから21ページをご覧ください。転用場所は出雲バイパス中野美保交差点から東へ約100m行ったところにある、畑3筆です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。変更後の転用目的は「支店及び資材置場」で、転用面積は3筆合わせて5,755㎡です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で住宅建築業及び不動産業を営む法人です。本案件は、平成30年6月12日付で支店及び共同住宅敷地とするため転用許可をしたものでありますが、この度、事務所棟規模の変更及びアパート建設予定が変更となり、工事資材等をレンタルではなく自

社で保管するための資材置場の確保が必要となりました。アパート建設を取りやめ、資材置場へと状況が変更となったために、計画が変更されるものです。資金計画につきましては、建築費のみで1億8,990万4千円で、これに対する資金調達はすべて自己資金で賄う計画です。

説明案件は以上ですが、今月は事後追認案件が3件ありました。追認案件につきましては議案にその旨を表示しておりますので、ご確認ください。

いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。

説明は以上になりますが、その他の案件につきましては議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

今月申請のありました5条申請20件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

議長 ただいま、議第175号農地法第5条に規定による農地等の許可申請決定及び関連がございますので、議第176号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

この案件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 それでは、質問、意見はないものと認めます。

議第175号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第176号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。

よって議第175号農地法第5条の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

また、議第176号を承認いたします。

議長 次に、議第177号非農地証明について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主事 それでは議第177号、非農地証明の申請について説明します。
議案書は19ページ、説明資料は22～25ページをご覧ください。
今月は4件の申請がありました。

1 件目から 3 件目については申請地が同じ区域にありますので、一括して説明させていただきます。申請地の詳細につきましては、議案書 19 ページに載せております。また、位置図及び付近案内図は、説明資料の 22 ページに載せておりますのであわせてご確認ください。

現況写真は、説明資料の 23 ページをご確認ください。

申請地は、佐田町吉栗の郷の北側に位置する場所にあります。傾斜地であり山林に囲まれた農地で日当たりが悪く、30 年から 40 年以上前から耕作されず、現在は山林となっています。現地確認は 7 月 9 日に板垣農業委員、竹下推進委員、事務局職員で行っています。申請地は農業的利用を図るための条件整備の予定はなく、また、相続以外の権利関係等の移動はございません。

また、受付番号 4 番の申請地は相続登記が完了していないため、相続人の一人から申請されました。申請に際し、戸籍謄本等で真に権利を有することを確認するとともに同等の権利を持つ相続人に対し責任を負う旨の誓約書を提出していただきました。よって、3 案件につきましては、非農地証明基準の「やむを得ない事情（耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第 2 条に規定する農地以外のものとして非農地証明の対象になるものと考えます。

次に受付番号 7 番について説明いたします。申請地の詳細については議案書の同じページに載せております。また、説明資料の 24 ページに位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。現況写真は、25 ページの説明資料をご確認ください。申請地は平田市小境町の工業団地の東にありまして、傾斜地であり山林に囲まれた農地で日当たりが悪く、50 年以上前から耕作されておらず、現在は山林となっております。現地確認は 7 月 9 日に落合農業委員、角推進委員、長崎推進委員、事務局職員で行っております。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はなく、また、相続以外の権利関係等の移動はございません。

よって本案件は、非農地証明基準「やむを得ない事情（耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第 2 条に規定する農地以外のものとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

議 長 ただいま、議第 177 号非農地証明について事務局から説明がありました

が、担当農業委員さんから一言コメントをお願いします。

板垣委員 昭和40年頃から耕作不便で耕作放棄され完全に山林化したような場所
ありますので、該当に値するのではないかと思います。
以上です。

落合委員 先ほど、事務局から説明がありました通りですが、現場へ行けない状況で
ありますので、航空写真で確認していただければと思います。

議 長 ただいま、事務局、各農業委員から説明がございましたが、この案件につ
いて何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

議 長 ご意見・ご質問はないようでございます。
それでは、議第177号非農地証明について、承認される方の挙手を求めま
す。

議 長 挙手全員と認めます。
よって議第177号は承認いたします。
予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後 2 時 3 0 分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

常松事務局長、今岡次長、松崎主任、西村主事、大野主事、林主事
農業振興課農地利用調整係

佐藤係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員